

規制・制度改革の取組の強化について

- 規制・制度改革については、「規制・制度改革に関する分科会」において、本年 3 月にエネルギー分野における検討結果を報告書として取りまとめるなど、取組を進めてきたところ。
- 今後の規制・制度改革に向けた取組を更に強化し、改革を着実に実現するための体制を整備するため、以下を実施。

(1) 会議体の名称変更

現行の「規制・制度改革に関する分科会」の名称を「規制・制度改革委員会」へ変更。

※1 設置根拠である「規制・制度改革に関する分科会の設置について」(平成 23 年 9 月 15 日行政刷新会議決定)について、別添のとおり改める。

※2 委員会の構成員は、現行分科会の構成員とする。

(2) 農業ワーキンググループの設置

主要な改革分野の一つである農業分野について、改革のテーマや項目、既閣議決定事項のフォローアップ方策等を検討するため、規制・制度改革委員会の下に、新たに「農業ワーキンググループ」を設置。

規制・制度改革委員会の設置について

平成 23 年 9 月 15 日

行政刷新会議

1. 「行政刷新会議の設置について」（平成 21 年 9 月 18 日閣議決定）5 に基づき、規制・制度改革に関する検討を行うため、規制・制度改革委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会の構成員は、議長が指名する。
3. 委員長は、構成員の中から、議長が指名する。
4. 委員長代理は、構成員の中から、委員長が指名する。
5. 委員会において配布された資料は、原則として、公表する。
6. 委員会の議事概要を公表する。
7. 必要に応じ、特定の分野に関する調査・検討を行うため、委員会にワーキンググループを設置する。各ワーキンググループの構成員は、委員長が指名する。
8. 前各項に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関する事項その他必要なことは、委員長が定める。

(注) 「規制・制度改革に関する分科会」から「規制・制度改革委員会」へ名称変更することに伴い、「規制・制度改革に関する分科会の設置について」（平成 23 年 9 月 15 日行政刷新会議決定）を、下線部について改める。